

空き家

の有効活用とトラブル事例

ト数名が死傷した事故について、賃貸人・所有者の責任を損害の範囲で認められた。理由としては、ちょうど難しいが、本件建物は、設計上も堅厚や壁面が不十分であり、実際の施工においてもコンクリートブロック壁の筋筋の量が十分でない上、その鉄筋が柱や梁の鉄骨に溶接等されていないなど補強コンクリートブロック造構造に不備があり、結局、本件建物は建築当時を基準に考えても、建物が通常有すべき安全性を有していなかったものと推認されるから、設置の瑕疵がある、というものだ。もし、建築当時の基準で通常に押しつぶされる形での倒壊には至らなかつた可能性もあるが、テナントの充當は、地盤という不可抗力によるものではなく、本件建物自体の設置の瑕疵と想定外の振れの地盤とが競合してその原因となつた、と判断している。そこで、裁判所は、損害の5割の範囲で所有者の責任を認めたのだ。

【裁判例その3】しかし、地盤の例ではなく、豪雨のケースだけ、所有者の全面的な責任を認めた裁判例もある。數十 年に一度程度の稀な規模の降雨により陸地の石垣が崩れてきて家を壊され土地が土砂に埋められて損害を被った事例だけ、その責任でものはどうなるかな。

(3) 他人のゴミの投棄による周辺環境汚染被害

たりして第三者が損害を被つたりしたら、その被害者は、空き家の所有者に対して重過失ありとして責任を追及するだろう。しかし、地盤などのケースは比較的小ないかもしれないが、空き家に入られて火事を出されることは日常的にありうることだから、怖いよね。ついでに先ほど出たゴミ屋敷にされたケースでは、所有者の責任でものはどうなるかな。

通行人や近隣の者でも、空き缶とか生活ゴミとかを投げ込んでしまう事態となりかねないよね。それが積もり積もって空き家がいつの間にかゴミ屋敷になれたような場合、そこからの悪臭や害虫の発生もあつたりする。夏場などはとにかくひどくなるだろう。そして、そうした環境の悪化のために、隣のアパートの借り手が出て行つたり、新たな借り手が出てこなかつたりというケースを考えてみよ。

「氏 そうしたときは結構困るよね。アパートを所有して経営している人にどうはたまつたもんじやないよね。空き家の所有者に対して当然文句を食いたく

要」彼ら一枚とか、その法律の実施につ

いては、石垣の所有者の責任を認めている。ここでは、陸地石垣の所有者が、石垣の築造があった昭和10年以降の補修もしておらず、被害者サイドの依頼に対しても特に何の補修もしなかつた、という事情があつたんだ。訴訟では、

陸地石垣の所有者は、数十年に一度程度の稀な規模の降雨による石垣の崩れだから不可抗力だが、自分の責任は3割程度だとが、主張したけれども、裁判所は、石垣は保存について通常有すべき安全性を考慮して、土地の工作物の瑕疵を欠いていたとして、土地の工作物の瑕疵だと認定し、所有者の全面的な責任を認めている。自然災害だから、という反論は全く考慮されていないわけだ。

それで、さきほど挙げた、空き家の管理をしないまま放置していたために躯体部

分含めてあちこち痛んで、震度5程度の地震がきて倒壊したとか、台風のために

屋根の一部が飛ばされたとかで、付近の通行人や近隣者が死傷したりする場合

だけ、今のところ判例はないけど、皆理しなかつたために躯体部分で、あちこち痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わされることになるだらうね。

(4) 他人の立ち入りによる失火などによる

「氏 でも所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理はできただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたという

のは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理しなかつたために躯体部分で、あちこち痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わされることになるだらうね。

(5) 他人の立ち入りによる失火などによる

「氏 でも所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理はできただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたという

のは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わされることになるだらうね。

（2）他人の立ち入りによる失火などによる

「氏 でも所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたという

のは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（3）他人のゴミの投棄による周辺環境汚染被害

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（4）「空き家」問題への対策

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（5）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（6）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（7）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（8）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（9）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（10）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（11）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（12）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（13）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（14）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（15）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、そうできないように、所有者として

は、きちんと施錠するとか、侵入できそ

うなことは直すとか、最低限の管理は

できただけじゃない。それは容易なことだが、にも拘らずそれをしなかつたとい

うのは、やはり所有者の落度であり重過失とも解釈されるかもしれない。失火責任

だけ、今のところ判例はないけど、皆理

しなかつたために躯体部分で、あちこち

痛んできたと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わ

ることになるだらうね。

（16）「空き家」の有効活用

「氏 まあ、所有者は、自分が火の不始末をしたわけじゃない。まるで犯罪者の片鱗担当者いをさせられるのは酷じゃないの。

「氏 まあ、所有者の側はそう思うかもしない。しかし、浮浪者などが空き家

に簡単に立ち入ることができたんだから、



癒されたい?

DAIKOの間接照明

I Love
Indirect
Lighting

STYLISH LIGHTING LIFE 2014-2015

間接照明 NEW LINE UP

ダブルライン NEW まくちゃん

床面に沿った
ハイカーボンタイプ

さんかくライン NEW

壁面下へのアーチ型
高さ出しタイプ

まくちゃんスタンプ NEW

ソフターマットに
貼付可能な留めタイプ

まくちゃん

かまぼこライン

光反射
高反射タイプ

かまぼこ

スイングライン

フレキシブル
曲げ自在タイプ

スイング

もくさん NEW

家具のような組立式フレーム

もくさん

はりまなすの NEW

壁面に沿った
高さ出しタイプ

はりまなすの

デコライン

ジグソーパズル
組み立て式

デコ

間接照明の女王 家元あき (FACT火祭)

DAIKO

空き家の有効活用とトラブル事例

けど、自治体の勧告、命令を無視して取り壊しや修繕などしないでいると代執行で取り壊しますよとか何かネガティブな発想に立っているだけではダメだと思つんだよね。

「氏 そう、世間では、既に空き家の有効利用のいろいろな取り組みがなされているのは確かなんだ。その一つが、ローン・ローターを企画している地方自治体の施策としての「空き家バンク」というやつだ。

「氏 あつ、それ新聞が何で読んだことがあるぞ。

「氏 たとえば、ネットでいってみたんだが、島根県の「ロ・ローター住まい支援事業について」という簡潔な紹介ページがあった。これによると、県内のローター所有者等の住まいを確保するため、市町村等が空き家等を借り受け又は買上げる等して、建物を修繕しローター等の定住住宅として活用していく場合に、その修繕費に対して助成を行う、となる。この市町村やNPO法人などを事業主体として、これが空き家を所有者から借り受けたり販売したりして、人が普通に住るように改修、修繕するんだな。そうした10年以上の間、ローター等に賃貸する。この改修、修繕について、県が費用を1か所あたり250万円を上

限として補助すると、こうことが書いてある。平成22年度から実績が報告されています。

「氏 ほう、そんな前からいろいろと工夫してやっているんだね。じゃあ、東京のようないいから、それに空き家の数も半端じゃないと思うんだよね。

「氏 たとえば、空き家住宅を介護施設とか高齢者専用住宅あるいはシェアハウスに改修して有効利用する例がいろいろあるようだね。こうした場合は普通建築基準法に基づいて大規模な修繕、模様替えとして、確認申請して確認を得なければならない。介護施設や老人ホームなどの場合は、他の法律も関わってきたりするので、ひとくちに空き家の改修と云ふと手続的には容易ではない。空き家について用途変更の申請もしないで勝手にシエアハウスに改修して多くの若者を手にシエアハウスとして問題になってしまったことがあるけれど、空き家居住だからといって勝手に他の用途に改装したりはできないんだ。

「氏 でも、思うんだけど、都内などでは空き家も今後も増加していくだろうしその数は半端じゃないだろう。そうすると空き家が増えあるいは年寄りの独り暮らしかが増えてくるエリアについて再開発の手法として、土地建物の所有者が権利を持ち替り、事業者がこれをもとにエリアの容積率を上げて高齢者賃貸住宅や介護施設を建設し、これを権利者に施設入居や資産保有のかたちで返元していくとい

う。確かに、空き家の有効活用については、何か抜本的な対策というか都市計画的な観点から対策が立てられるべきだと思うね。そうだ。政府の対策といえば、確かに今年の6月の日経に、政府が空きビルの再利用のために、建築基準法上の規制を緩和する計画をしているとの記事があつた。

古い建物だと例えば基礎基盤が古くて既存不適格となっている建物の場合、本来なら、増築する場合は、建物全体の構造計算をやりなおして現在の基準に合わせなければならんんだが、これを見直して、増築しても建物全体の耐震性などが十分なら構造計算をしなくても再利用できるようになる」とかいう計画のようだ。

「氏 なるほど、でもそれは個別的な空きビルの改修のやさしい話だよね。

「氏 そうだった。都市計画的な観点から空き家が増えあるいは年寄りの独り暮らしが増えているエリアについて再開発の手法として、土地建物の所有者が権利を持つことによって、事業者がこれをもとにエリアの容積率を上げて高齢者賃貸住宅や介護施設を建設し、これを権利者に施設入居や資産保有のかたちで返元していくとい